



◆空家利活用改修費補助金◆



【補助制度の主な内容】

□ 補助の対象となる空家住宅（以下のいずれにも該当すること）

- ・補助金交付申請日において1年以上使用されていない建築物（共同住宅または商業ビル等の一部区画を除く）
- ・市が指定する空き家バンクに登録されているもの
- ・建築確認済証の交付を受けたもの
- ・所有権以外の権利（抵当権など）が設定されていないもの

一般住宅の場合

- ・居宅として改修後使用する見込みであるもの

地域活性化の場合

- ・補助金の交付を受けた翌年度から10年以上使用する見込みであること

□ 補助金の交付対象者（空家住宅の所有者、買受人または賃借人の内、以下のいずれにも該当すること）

- ・売買または賃借前の所有者等と生計が同一または3親等以内の者でないこと
- ・常滑市のすべての市税に滞納がない者
- ・空家住宅を改修後に使用する者（所有者が改修する場合は、当該空家の買受人又は賃借人が改修後に使用すること）

地域活性化の場合

- ・居宅として改修する場合 市外から居住する転入者であること
- ・二地域居住者（市外に生活拠点をもち、一時的ではなく年間を通して概ね1月以上の期間を過ごす者をいう。）
- ・店舗、宿泊施設等の事業用として改修する場合 一般社団法人フランチャイズチェーン協会に加盟していないおよび会員制等で特定の者のみが利用できるものでないこと

□ 補助金額（1,000円未満は切り捨て）

一般住宅の場合（上限50万円）

補助対象経費に2分の1を乗じて得た額

地域活性化の場合（上限100万円）

補助対象経費に3分の2を乗じて得た額

※補助対象経費：対象建物の改修工事費用から消費税等を除いた額

▲ 注意事項 ▲

- ・工事の契約および着手前に申請が必要です。契約後または工事後の申請では補助金を受けることが出来ません。
- ・補助金の交付決定日から90日以内（または1月末日）に、工事契約を締結すること。
- ・工事完了日から30日以内（または2月末日）に、完了実績報告書を提出すること。
- ・確定額通知日から30日以内（または3月7日）に、交付請求書を提出すること。
- ・交付を受ける権利を第三者に譲渡しまたは担保に供してはいけません。

手続きの流れ

申請者

市（都市計画課）

